



品 監 発 第 41 号
平成 30 年 3 月 23 日

品川区長
品川区議会議長
品川区教育委員会
品川区選挙管理委員会
品川区監査委員

} 様

品川区監査委員 島 田 幸太郎
同 森 井 じゅん
同 渡 辺 裕 一
同 大 倉 たかひろ

平成 29 年度後期一般監査の結果について（報告）

地方自治法第 199 条の規定に基づき実施した一般監査の結果について、下記のとおり報告する。

記

第 1 定期監査（所管別監査）の実施

1 実施期間

平成 29 年 9 月 28 日から平成 30 年 3 月 2 日まで

2 対象部局

（1）地域振興部地域活動課

・地域センター3 カ所 (荏原第二、荏原第五、八潮)

（2）文化スポーツ振興部文化観光課

・文化センター1 カ所 (五反田)

（3）子ども未来部子ども育成課

・児童センター4 カ所 (中原、三ツ木、平塚、東中延)

・すまいるスクール9 カ所 (三木、芳水、鮫浜、台場、第二延山、旗台、清水台、小山台、品川学園)

（4）子ども未来部保育課

・幼保一体施設 1 カ所 (二葉すこやか園 (二葉幼稚園、二葉つぼみ保育園))

・幼稚園 1 カ所 (城南)

（5）教育委員会事務局

・小学校 8 校 (三木、芳水、鮫浜、台場、第二延山、旗台、清水台、小山台)

・中学校 2 校 (富士見台、戸越台)

・義務教育学校 1 校 (品川学園)

3 対象期間

平成 28 年度、平成 29 年度（監査実施日まで）

4 監査の主眼点

地方自治法第 199 条第 3 項の規定に基づき、各事務事業が同法第 2 条第 14 項（最少の経費で最大の効果）および第 15 項（組織及び運営の合理化）の趣旨に則り執行されているかどうか特に意を用い、以下の観点の主眼として監査を行った。

- (1) 収入の確保が適正に行われているか。
- (2) 予算が適正かつ効果的に執行されているか。
- (3) 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- (4) 事務事業の執行および管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- (5) 財産の管理が適正に行われているか。
- (6) 私費を含む現金の管理が適正に行われているか。
- (7) 従前の指摘事項が是正されているか。

5 監査内容

主な監査内容は、次のとおりである。

- (1) 地域センターにおいては、「品川区公金等の管理に関する取扱基準」（平成 20 年 1 月 28 日付会計管理者決定。以下「取扱基準」という。）に基づき、「地域センター地域事務預金現金等取扱い要領」（平成 20 年 4 月 1 日付区民生活事業部長決定。以下「取扱い要領」という。）を作成し、預金や現金等の適切な管理を期しているが、「取扱い要領」に則り、預金や現金、各種委託料および補助金等の管理が適切に行われているかを確認する。
- (2) 文化センター、児童センター、すまいるスクール、幼保一体施設および幼稚園においては、「取扱基準」に則り収納金が適切に管理されているか、所管課ごとに作成されている私費等の管理手引書に則り現金が適切に管理されているかを確認する。
- (3) 小学校、中学校および義務教育学校においては、教育委員会事務局は事務管理指導（いわゆる自主検査）を実施しているが、当該事務管理指導が適切に行われているかを確認する。

第 2 定期監査（所管別監査）の結果

《地域振興部地域活動課》

1 指定消耗品の管理について

平成 28 年度消耗品受払簿について、翌年度繰越の記帳がされていない。品川区物品管理規則第 25 条の規定に則り、消耗品受払簿の適切な記帳に努められたい。

（八潮地域センター）

2 地域センターが取り扱う預金および現金について

地域事務（地域ニュース編集）に係る物品の購入について、職員のクレジットカードにより立替払が行われている。地域ニュース編集に係る預かり金からの支払いを徹底されたい。

（荏原第二地域センター）

《文化スポーツ振興部文化観光課》

1 事業の執行方法について

「品川区立五反田文化センター 施設利用のご案内」（同センターの案内パンフレット）について、複合施設を紹介するページの施設名が旧名称のままである等、現況と一致しない箇所が見受けられる。今後、利用者に配布する際は変更箇所を伝える等の対応をされたい。
(五反田文化センター)

《子ども未来部子ども育成課》

1 指定消耗品の管理について

品川区内共通商品券に係る平成 29 年度消耗品受払簿について、平成 28 年度からの繰越枚数に誤りがある。品川区物品管理規則第 25 条の規定に則り、消耗品受払簿の適切な記帳に努められたい。
(すまいるスクール台場)

2 私費会計について

(1) すまいるスクール教室会計に係る現金管理について、「すまいるスクール運営の手引き」によれば「同教室に係る材料等の購入は、必ず教室の参加児童から集めた現金のみを使用する」とされているが、平成 29 年 3 月 11 日実施「いけばな教室」では、事前に参加児童から現金を徴収していたにもかかわらず、事業者への花代（14,000 円）の支払いが職員の立替えにより行われている。適切な事務処理に努められたい。
(すまいるスクール旗台)

(2) すまいるスクール教室会計に係る現金管理について、同教室会計に係る残金出納簿残高と現金の金額が相違している。現金の管理には万全を期されたい。
(すまいるスクール小山台)

《子ども未来部保育課》

1 指定消耗品の管理について

消耗品受払簿について、次のとおり不適切な事例がある。品川区物品管理規則第 25 条の規定に則り、消耗品受払簿の適切な記帳に努められたい。

ア 平成 28 年度消耗品受払簿に翌年度繰越の記帳がされていない。(城南幼稚園)

イ 平成 29 年度消耗品受払簿について、平成 28 年度からの 10 円切手の繰越枚数に誤りがある。(二葉幼稚園)

《教育委員会事務局》

1 収入事務について

給食費および教材費について、平成 29 年 3 月 21 日付で保護者宛てに返金（11,334 円）の通知をしたにもかかわらず、その返金が同年 10 月 5 日まで行われていない。速やかな事務処理を徹底されたい。
(富士見台中学校)

2 契約事務について

(1) 平成 11 年 1 月 18 日付総務部長通知によれば「特に合理的な理由がある場合を除き、1 件予定価格 10 万円以上の随意契約については、2 者以上からの見積書を徴すること」とされているが、平成 28 年 10 月 20 日付請書「楽譜他」162,602 円の物品購買契約については、1 者の見積書により契約が締結されている。同通知に則り、契約事務の適切な執行に努められたい。
(戸越台中学校)

(2) 修了証書の筆耕について、平成 29 年 3 月 7 日付請書「修了証書筆耕」49,248 円により 6 年生 114 名分の筆耕を行ったところ、原稿の一部に誤りがあったため、同年 3 月 22 日付請書「修了証書筆耕」864 円により 2 名分の差替えのための追加の筆耕が行われている。履行前に原稿を十分確認する等、適切な事務処理に努められたい。
(品川学園)

(3) 学校要覧の印刷について、次のとおり誤植に伴う追加発注や修正漏れが見受けられる。履行前に原稿を十分確認する等、適切な事務処理に努められたい。

ア 平成 28 年 6 月 24 日付請書「平成 28 年度学校要覧」84,240 円により納品された学校要覧(400 冊)に誤植があったため、同年 7 月 15 日付請書「平成 28 年度学校要覧(追加)」27,000 円により追加発注(250 冊)が行われている。

(三木小学校)

イ 平成 29 年 6 月 7 日付請書「学校要覧印刷」49,680 円により納品された学校要覧の周辺地図に既に閉館された民間施設が記載されている。
(芳水小学校)

ウ 平成 28 年 5 月 10 日付請書「学校要覧」51,300 円により納品された学校要覧(200 冊)に誤植があったため、同年 6 月 2 日付請書「訂正シール」17,500 円により訂正シールの発注が行われている。また、学校要覧の通学路図に荏原第二地域センターが旧名称(第二出張所)のまま記載されている。
(第二延山小学校)

3 支出事務について

(1) 給食物資に係る支出について、給食費支出承認書に校長等の未決裁、事務担当員の押印漏れや払出年月日の記入漏れが少なからず見受けられる。適切な事務処理に努められたい。
(台場小学校)

(2) 教材費に係る支出について、平成 28 年 7 月 14 日付で事業者から請求のあった「第 9 学年 学力テスト」148,200 円の支払いが平成 29 年 2 月 21 日まで行われていない。適切な事務処理に努められたい。
(富士見台中学校)

4 給与事務について

通勤手当の精算について、教員の病気休暇取得中の平成 29 年 2 月分および 3 月分の同手当の返納および復職後の同年 3 月分の同手当の追給に係る精算が同年 9 月 15 日まで行われていない。適切な事務処理に努められたい。
(小山台小学校)

5 事業の執行方法について

私費会計について、「私費会計事務処理ガイド」によれば「移動教室や遠足など、学校行事に関わる経費は学校で管理する」のが原則とされているが、平成 28 年度第 5 学年および第 6 学年の行事費については、担当教員のみで管理し、預金口座の開設、金銭出納簿の作成等、同ガイドに則った事務処理がされていない。今後、同ガイドに則り学校全体として管理するよう適切な事務処理に努められたい。
(清水台小学校)

第3 工事監査の実施

1 実施期間

平成29年9月28日から平成30年3月2日まで

2 対象工事

- (1) 天王洲公園A B面他改修工事
- (2) 総合体育館大空間落下防止対策その他工事

3 監査の主眼点

- (1) 契約の締結および履行の確保が適正に行われているか。
- (2) 施工が契約内容に則して日程どおりに行われているか。
- (3) 契約および仕様書が規程に則して作成されているか。
- (4) 仕様が設置目的に適合し、かつ経済合理的なものとなっているか。
- (5) 設計および施工に瑕疵はないか。
- (6) 検査は厳正に行われているか。

4 監査の実施方法

書類審査と現場調査を実施し、専門技術的事項について、天王洲公園A B面他改修工事は特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラム、総合体育館大空間落下防止対策その他工事は公益社団法人大阪技術振興協会に調査を依頼した。

第4 工事監査の結果

1 天王洲公園A B面他改修工事

(1) 監査対象の概要

計 画 場 所：品川区東品川二丁目5番42号他

経 緯：天王洲公園は、野球、サッカー等の様々なスポーツが行える多目的広場が敷地の大部分を占める公園である。平成15年度にA B面、平成17年度にC面の人工芝の張替を行った。しかし、経年劣化による損傷が激しいため、新たにA B面の人工芝の張替を行い、区民等の利用に供するとともに、ブラインドサッカーの国際大会開催に備えることとした。

工 事 概 要：運動施設工（人工芝14,031㎡、フェールポール工1対、アンツーカ舗装343㎡、ダッグアウトベンチ16基、スタンドベンチ1基、防球フェンス850㎡、球技ツール一式、その他一式）、園路広場工（透水性ILB舗装27㎡、その他一式）、休養施設工（ベンチ13基、その他一式）、管理施設工（メッシュフェンス78m、その他一式）、遊戯施設工（複合遊具1基、ブランコ1基）、便益工（水飲み工1基）、その他一式

工 事 経 費：別表1のとおり

<別表1>

単位：円（税込み）

種 別		契約金額	履行期間
委託	天王洲公園および西大井広場公園基本設計委託	8,600,000	H26.6.30 ～H27.3.20
	天王洲公園他改修工事実施設計委託	10,048,320	H28.5.20 ～H29.3.21
	天王洲公園A B面他改修工事資材価格調査業務委託	299,160	H29.5.31 ～H29.6.30
	天王洲公園A B面他改修工事監理業務委託	2,970,000	H29.10.13 ～H30.2.28
工事	天王洲公園A B面他改修工事	342,576,000	H29.10.20 ～H30.2.28
合 計		364,493,480	

※工事・委託とも最終契約金額である。

(2) 監査の結果

計画、設計、積算、契約、施工等はいずれも適切な内容となっている。

区民等利用者に人気の高い当該公園運動施設を改修することで、より一層スポーツに慣れ親しんでいただくこと、また、ブラインドサッカー国際大会の開催により、区としての、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の機運醸成の取り組みを国内外にアピールするという点で、本工事は高く評価できる。

なお、次に述べる意見については、今後予定されている工事において、十分留意されたい。

ア ファールポールについて

ファールポールの構造計算について、技術調査時に「構造計算書」の『ポールの検討』と『基礎の検討』の質疑を行ったが、調査技術団体から『基礎の検討』の一部について意見が出された。

本構造物の状態からみて構造計算等に基づく危険等はみられないが、念のため、『基礎の検討』部分は再計算することが望ましい。

イ 安全教育について

工事現場の安全管理の一環である安全教育について、記録を確認したところ、必要時間4時間のうち2時間しか実施されていなかった。

本工事における不足時間を実施するとともに、今後行われる工事の際は安全教育に怠りがないようにされたい。

2 総合体育館大空間落下防止対策その他工事

(1) 監査対象の概要

計 画 場 所：品川区東五反田二丁目 11 番 2 号

経 緯：総合体育館は、区民のスポーツ・レクリエーションの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するための施設であるとともに、災害時には補完避難所としての役割を担っている。主競技場（アリーナ）の天井材等非構造部材を耐震化することにより、利用者の安全確保を図るとともに、補完避難所機能を強化することとした。

工 事 概 要：主 要 用 途：スポーツ施設（体育館）

構 造 種 別：鉄筋コンクリート造

規 模：地下 2 階、地上 1 階

延 床 面 積：8,479.12 m²

改 修 床 面 積：約 3,280 m²

改 修 範 囲：主競技場（アリーナ）、柔剣道場、
卓球・レクリエーション室、共用階段、駐車場

(参考)

本建物は、日野学園（義務教育学校）との複合施設である。

建物概要：規 模：地下 2 階、地上 6 階

敷 地 面 積：10,178.86 m²

建 築 面 積：7,657.94 m²

総延床面積：25,684.38 m²

工 事 経 費：別表 2 のとおり

<別表 2>

単位：円（税込み）

種 別		契約金額	履行期間
委託	小中学校他非構造部材等耐震調査および外壁劣化状況点検調査業務委託	34,990,000	H26. 8. 1 ～H27. 3. 31
	総合体育館非構造部材耐震化工事に伴う調査および実施設計ほか業務委託	16,848,000	H28. 5. 20 ～H29. 3. 31
	総合体育館大空間落下防止対策その他工事監理等業務委託	10,476,000	H29. 7. 20 ～H30. 3. 23
工事	総合体育館大空間落下防止対策その他工事	196,236,000	H29. 7. 20 ～H30. 3. 23
	総合体育館大空間落下防止対策その他機械設備工事	27,401,400	H29. 7. 21 ～H30. 3. 23
	総合体育館大空間落下防止対策その他電気設備工事	77,362,160	H29. 7. 24 ～H30. 3. 23
	総合体育館共用階段等照明器具改修電気設備工事	4,147,200	H29. 7. 31 ～H29. 12. 22
合 計		367,460,760	

※工事・委託とも最終契約金額である。

(2) 監査の結果

計画、設計、積算、契約、施工等はいずれも適切な内容となっている。

東日本大震災では、建物の構造体の被害以上に天井落下等非構造部材による被害が注目された。区では、平成 26 年に区立小中学校他非構造部材等の耐震調査を実施した結果、主競技場（アリーナ）の天井材等の耐震性が十分ではないという報告がなされた。それを受けて計画された本改修工事において、天井を準構造化天井に整備したことと、その他設備機器に落下防止を施したこと等は、施設利用者の安全確保と、災害時における補完避難所機能を強化する点において妥当と言える。

また、同時に、照明器具の LED 化、主競技場（アリーナ）の照度アップ、床や壁等の補修等、近々必要となる改修工事を実施したことは、工事経費を抑え、照明においては省エネルギー化を図り、経済性の観点からも評価できる。

なお、次に述べる意見については、今後予定されている工事あるいは改修後の維持管理において、十分に留意されたい。

ア 計画における視点について

本改修工事は、近年多発した地震の被害を受けて改正された法律および東京都の指針等に基づいて計画・実施しており妥当である。一方で、大地震等災害の度に得られる教訓を踏まえ、法律や指針等を順守するのみならず、活用に値する建築知識や建築技術も考慮しながら総合的に判断し、改修計画を行ってほしい。

イ 維持管理について

本工事では、天井等の落下防止に関わる耐震改修およびその他補修等を行ったが、今後も建物全体を健全に維持、活用していくために、定期的な修繕および設備等の更新をされたい。